

令和 2 年 第 2 回
組合議会臨時会会議録

開会 令和 2 年 9 月 2 9 日
閉会 令和 2 年 9 月 2 9 日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和2年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和2年9月29日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階会議室
- 開会（開議） 午後2時
- 応招議員（12名）

1番	中村博美君	2番	坂巻文夫君
3番	中村安雄君	4番	関戸勇君
5番	入江洋一君	6番	赤羽直一君
7番	高梨隆君	8番	長谷川信市君
9番	伯耆田富夫君	10番	岡本昌弘君
11番	直井誠巳君	12番	豊島葵君
- 出席議員（12名）

1番	中村博美君	2番	坂巻文夫君
3番	中村安雄君	4番	関戸勇君
5番	入江洋一君	6番	赤羽直一君
7番	高梨隆君	8番	長谷川信市君
9番	伯耆田富夫君	10番	岡本昌弘君
11番	直井誠巳君	12番	豊島葵君
- 欠席議員（0名）
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸修久君
副管理者	神達岳志君
副管理者	小田川浩君
事務局長	山中毅君
消防長	石塚敦君
消防次長	岡野智行君
管理課長	瀬崎香代君
環境センター所長	稲川光一君
施設課長	樋口博君
管理課長補佐	浜野猛君
管理課長補佐	酒井義男君
環境センター所長補佐	野口貴洋君
施設課長補佐	瀬尾匡央君
- 職務のため出席した者
枝川 温、池田 聡 史

議 事 日 程

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第 2号 専決処分事項の報告について（守谷消防署南守谷出張所職員の消防活動の際の物損事故に係る損害賠償及び和解）
日程第4	報告第 3号 専決処分事項の報告について（守谷消防署救助工作車の交通事故に係る和解）
日程第5	報告第 4号 専決処分事項の報告について（消防本部連絡車の交通事故に係る和解）
日程第6	報告第 5号 専決処分事項の報告について（水海道消防署北出張所救急自動車の物損事故に係る損害賠償及び和解）
日程第7	議案第12号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について
日程第8	議案第13号 指定管理者の指定について（常総広域地域交流センター）

開 会 午後2時

- 議長（中村安雄君）本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。執行部では任期満了に伴う常総市長選で神達岳志市長が再選されました。2期目となります。ここで神達市長より、ご挨拶いただきます。
- 副管理者（神達岳志君）このたび7月5日の常総市長選挙におきまして、再選をさせていただいたのも、常総市のみならず周りの議員方々の多大なるご支援をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。
- 議長（中村安雄君）神達市長には引き続き常総広域副管理者として組合運営につきまして、よろしく願いいたします。
- 只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。よって、令和2年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会は、成立いたしました。
- これより開会いたします。
- 本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。
- 地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。
- 管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、管理課長、環境センター所長、施設課長、管理課長補佐、環境センター所長補佐、施設課長補佐、以上の者です。
- これより議事日程に入ります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村安雄君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第42条の規定により議長において、5番 入江洋一君、9番 伯耆田富夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村安雄君）日程第2 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告について（守谷消防署南守谷出張所職員の消防活動の際の物損事故に係る損害賠償及び和解）

日程第4 報告第3号 専決処分事項の報告について（守谷消防署救助工作車の交通事故に係る和解）

日程第5 報告第4号 専決処分事項の報告について（消防本部連絡車の交通事故に係る和解）

日程第6 報告第5号 専決処分事項の報告について（水海道消防署北出張所救急自動車の物損事故に係る損害賠償及び和解）

○議長（中村安雄君）日程第3報告第2号から日程第6報告第5号まで4件の専決処分事項の報告を行います。

消防長 石塚敦君。

○消防長（石塚敦君）はい。専決処分事項の報告につきましては、申し訳ありません本日は、続けて4件のご報告をさせていただきます。

始めに議案書の1頁をお開きください。1件目は、守谷消防署南守谷出張所隊員の物損事故に係る和解でございます。2頁、3頁をご覧ください。

令和2年6月6日、午前1時10分頃、つくばみらい市中島地内の建物火災において、り災建物北側に位置する、同市中島146番地、佐藤宅前に車両を停車させた後、当組合職員が消火活動をするため消防車両の下部ボックスから資機材を取り出す際に、装備していた空気呼吸器を外壁フェンスに接触させ損傷させたものです。この事案につきましては、狭隘道路への部署並びに少ない夜間照明下での活動ではありましたが、周囲への安全確認不足により招いたものでございます。申し訳ありませんでした。この事故により組合が相手方に対し、

修繕費用として11万9,900円支払うことで和解が成立し、7月13日付けで専決処分いたしました。

続きまして2件目のご報告をさせていただきます。議案書の4頁をお開きください。守谷消防署救助工作車の交通事故に係る和解でございます。5頁、6頁をご覧ください。令和2年6月9日、午後3時15分頃、つくばみらい市神生地内の建物火災に出場中、つくばみらい市青木地内セブンイレブンつくばみらい青木店先の信号付き交差点において、進行方向左手道路より進入してきた軽乗用車と衝突する事故を起こしたものです。この事案につきましては、サイレン吹鳴、赤色警光灯を点灯させ緊急走行の要件を満たし、さらに進行方向の信号が赤信号であったことからモーターサイレンと注意喚起の車外アナウンスを行い徐行進入したのですが、左側が見通しの悪い交差点であったことから、消防車の優先通行権を過信せず、十分な安全確認をとるべきところを怠り侵入してしまったことによるものです。誠に申し訳ありませんでした。この事故による過失割合は、組合側の過失25%、相手方が75%とし、物損事故としまして双方の損害額を相殺しまして組合側が相手側に5万4,327円支払うことで和解が成立し、9月7日付けで専決処分いたしました。

続きまして3件目のご報告をさせていただきます。7頁をお開きください。消防本部連絡車の交通事故に係る和解でございます。8頁、9頁をご覧ください。令和2年8月7日、午後1時18分頃、常総市菅生町683の1、倉持産業株式会社前県道上において当組合職員が運転する公用車が追突事故を起こしたものでございます。この事案につきましては、常総市内の総務事務を行うために出向中、信号待ちで停車した前方の車両に続き一旦停車しましたが、助手席の書類を確認するため前方から目を離し、さらに、体を助手席側に寄せた際フットブレーキから足を離してしまったことによる当該職員の前方不注意と危機管理意識の希薄により追突事故となったものでございます。大変申し訳ありませんでした。この事故では、組合が相手方に対し修繕費用として32万2,899円を支払うことで和解が成立し、9月9日付けで専決処分いたしました。

最後に4件目のご報告をさせていただきます。10頁をお開きください。水海道消防署北出張所救急車の物損事故に係る和解でございます。11頁、12頁をお開きください。令和2年7月3日、午前10時55分頃、常総市中妻町地内で発生した救急出場中、要請場所である同町612の1、共同住宅プランドールヴィラの敷地内に当組合職員の運転する救急車を進入させる際、入口に設置してあったブロック塀に接触させ損傷させたものです。当該職員は、入り口が狭隘であったものの円滑な救急活動と敷地奥となる共同住宅までの距離を考慮し、誘導員を配して切り返しを行いながら進入を試みましたが、両名とも車両左側前方のフェンスに気を取られ、右側にあった地上高30センチメートルのブロック塀を失念し自車両右側下部を接触させたものでございます。当該職員には、迅速な救急活動を行ううえで、無理に進入させようとする時間が必要であったのか、さらには誘導員の役割について厳しく訓示し厳重注意をしたところでございます。申し訳ありませんでした。この事故では、組合が相手方に対し、修繕費用として6万1,100円支払うことで和解が成立し、9月15日付けで専決処分いたしました。

なお、ご報告させていただきました4件の専決処分につきましては共に、地方自治法第180条第2項の規定により、議会報告とするものでございます。

改めまして、立て続けに発生した事故につきましては、その都度厳重な注意を行い、全署所職員への事故の周知と注意喚起を行ってまいりましたが、度重なる事態を重く受け止め、早急に幹部職員を2日間参集させインシデント・アクシデントによる危機管理の研修を実施し、さらに幹部職員による所属職員への教養として、危機管理の重要性、事故の発生要因の抽出など、再発防止に向け現在職員一丸となり取り組んでいるところでございます。

このたびの度重なる事故に対して深く反省すると共に、職員を代表しまして、心よりお詫

び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（中村安雄君）只今、消防長の報告が終わりました。

○2番（坂巻文夫君）はい。議長。

○議長（中村安雄君）2番、坂巻文夫君。

○2番（坂巻文夫君）はい。只今、専決処分の報告がありましたが、今回の事故はいずれも注意をすれば防げたのかなと思います。ましてや3番目の事案は、あってはならない事故かなと思われまます。注意喚起は当然です。これからは救急車出動においても第三者を巻き込むようなものは好ましくない。これを契機に事故の無いようにお願いいたします。

○議長（中村安雄君）要望ということで、よろしいですか。

○2番（坂巻文夫君）はい。

○議長（中村安雄君）以上で専決処分事項の報告を終わります。

日程第7 議案第12号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について

日程第8 議案第13号 指定管理者の指定について（常総広域地域交流センター）

○議長（中村安雄君）日程第7議案第12号、令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、日程第8議案第13号、指定管理者の指定についてを会議規則第22条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい。議案第12号、議案第13号の提案理由を続けて申し上げます。まず、議案第12号でございますが、令和2年度一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出の増減はなしとし、歳入歳出総額65億9,235万5千円とするものでございます。

歳出で、総務費の地域交流センター費で新たな指定管理者の指定のため、委託料の指定管理料を721万9千円増額し、予備費の共通分を721万9千円減額するものでございます。また、地域交流センター指定管理料の債務負担行為を追加設定するものでございます。

次に、議案第13号の提案理由を申し上げます。常総広域地域交流センターの指定管理者は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの期間で総合建物サービス株式会社と基本協定書を締結し業務を遂行してまいりましたが、指定管理者から指定返上の申し出があり、令和2年10月31日を以って指定取消処分をいたしました。このため令和2年11月1日から令和4年3月31日までの残期間の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付するものでございます。

指定管理者候補者の選定につきましては、常総地方広域市町村圏事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号の規定により指定管理者が指定を取消されたとき、その他緊急に指定管理者を指定することが必要と認めるとき、公募によらずに選定することができるため、圏域内において指定管理業務実績のある当該業者を選定す

るものでございます。

よろしく御審議の上、御決議のほど、お願いいたします。

○議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務局より補足説明があります。

施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君）はい。議案第12号及び第13号につきまして、補足説明させていただきます。

常総広域地域交流センター、以後、交流センターと言わせていただきます。こちらの現指定管理者につきましては、平成29年度から令和3年度までの5年間の指定を受け、年間1千万円を上限とした指定管理料により運営しております。

今回の新型コロナウイルスの影響により、国県の外出自粛要請等を受け3月から5月までやむを得ず休業をした期間がございました。また、6月より営業を再開したものの利用者数は以前の状態には戻っておりません。このようなことから現指定管理者の総合建物サービス株式会社は組合に対し、6月22日付でコロナ禍による減収分について、協定書第25条、不可抗力発生時の対応の規定に基づき、補償を求めてきました。組合としては、近隣自治体の対応等も参考に検討し、7月28日付けで文書による回答をいたしました。その内容は、3月から5月までの期間中の減収について704万6,092円を上限とし協議するが、6月以降の営業再開後につきましては、組合からの自粛要請に起因する減収分については補填対象とする方針であるが、その他については現時点では対象としないというものでございました。その後、総合建物サービス株式会社から、7月31日付けで指定管理継続は困難なため、本年8月末日をもって指定管理者を返上する旨の文書が提出されました。

組合は、1箇月間での撤退で従業員へ十分な対応はできるのか、また、原状復帰義務がはたせるのか協議を進めていく中で、撤退を10月末まで延長することで9月10日に合意書を取り交わしたところでございます。

組合は、交流センターの事業継続について、公共施設であることから圏域内の利用者に対し、行政サービスを継続して提供する義務があること、また、交流センターに勤務する従業員の雇用機会の維持を念頭に、休止することなく継続できないかを検討いたしました。

まず、考えられるのが、一つめとして直営によるもの、二つめとして委託によるもの、三つめとして新たな指定管理の三つに絞り検討したところ、一の直営、二の委託の方法では、財源がなく予算確保が必要になってくること、また、設置管理条例の改正、委託仕様書や入札等の事務手続きに要する期間を考慮いたしますと施設の休館状態がどうしても発生してしまうことが考えられ、他の自治体の指定管理者の状況も含め、模索検討してまいりました。

そのような中、取手市とつくばみらい市で指定管理実績のあるシダックス株式会社と8月17日に打合せする機会を設けることができ、交流センターの現状等について説明し、8月21日には、シダックス株式会社から前向きなご提案をいただき、その後、複数回の協議を重ねてまいりました。

交流センターのような複合施設を運営するには、管理運営ノウハウを有する民間企業でなければ困難であり、また、休館することなく住民サービスを継続させるため、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号、こちら公募によらない指定候補者の選定基準であります。緊急に指定管理者を指定することが必要と認めるときに基づきまして、シダックス株式会社に指定管理者の指定を受けるための申請を求めたものでございます。

申請内容につきましては、別紙の参考資料をご覧くださいと思います。シダックス株

式会社は、全国的に指定管理等の実績がある中で、取手市のウェルネスプラザ、つくばみらい市のコミュニティセンターもシダックスグループの子会社が管理運営をしております。また、温泉施設、テニスコート、リゾートプール等を有した中伊豆ワイナリーヒルズという直営施設を運営しており経験も豊かで、管理運営ノウハウをフルに活用していただけると、期待できる会社でございます。

事業計画の策定に当たっては、コロナ禍の影響により、7月、8月の収入は前年同月比で6割減と急激な回復は見込めないため、企業努力による経費削減は最大限行っても、月額で約225万円の指定管理料が必要との収支予算書が提出されております。コロナ禍による減収分については当然企業としては、リスク回避で計画を立てることは十分理解できますが、令和3年度末まで大幅な減収傾向が継続するのか不確定な面もございます。また、指定管理期間が現期間の残り1年5箇月と短期間であり、長期計画の中でのメリットが無いのも事実でありますので、今後5箇月間の運営状況を踏まえつつ、令和3年度の事業計画については改めて見直し、令和3年度の指定管理料を協議する内容を協定に組み込むことを予定しております。

議案書14頁をご覧ください。第2表、債務負担行為補正につきまして、平成28年補正予算(第2号)で令和3年度まで5,000万円の債務負担行為の設定がされており、本年11月1日から令和4年3月31日までの1年5箇月分の指定管理料3,825万円、現指定管理者への3年7箇月分の指定管理料3,414万4千円、合わせまして7,239万4千円となり、不足する2,239万4千円を追加させていただくものでございます。

続きまして、議案書16頁をご覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、3目、地域交流センター費、13節、委託料の721万9千円の増額は、11月から年度末までの残り5箇月分の指定管理料1,125万円が必要となりますので、現在の執行残403万1千円に721万9千円を増額するものでございます。

また、議案第13号におきまして、交流センターの指定管理者として、シダックス株式会社の指定の議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中村安雄君) 以上で補足説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番(関戸勇君) はい、議長。

○議長(中村安雄君) 4番、関戸勇君。

○4番(関戸勇君) 6月22日付で現指定管理者よりコロナ禍による減収分について求めてきた補償。このうち6月からの営業再開後は、組合からの自粛要請に起因する減収分については補填対象とするが、その他については対象にしないという説明があったが、基本協定の25条、不可抗力発生時の対応の5番目に乙は不可効力による管理業務への影響により損害、損失や増加費用が発生した場合は甲に対し、その負担について協議を求めることができるとあります。つまり、コロナによる減収と閉めたことによる減収は補償されるということですが、これからについてもコロナの影響が出るということから、この影響による減収分には不可抗力というように考えるのが当然ではないのかなと思うのですが、今後その他については対象としないというのが理解できないので、その点をお聞きしたい。

二つ目は、不可抗力による損失について、協議をするというのが協定書の25条ですから、年度末になってみないと全体の影響する額が分からない。年度末に費用がどの位になるのか

計算されていると思うが、現行の指定管理者にどのように説明してきたのか。

三点目、新しい指定管理者への委託料について増額するということが前の指定管理者との間でもそのような話があれば状況は変わっていたのではないか。

○議長（中村安雄君） 答弁を求めます。

施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君） はい。関戸議員のご質問にお答えいたします。総合建物サービスへの7月28日付けでの文書による回答の中で、6月以降の営業再開後については、組合からの自粛要請に起因する以外のその他のものについては現時点では対象としないという表記をしたという点でございますが、総合建物サービスと当組合との間で何度か協議をさせていただきました。その中で、組合の方からの提案といたしまして、今年度1年間を4月から9月までを上期といたしまして、10月から翌年3月までを下期といたしまして、上期下期でそれぞれ減収分についての清算の協議をしてはどうかという提案を組合の方からさせていただいたところでございます。総合建物サービスからは7月末までに6月以降、今後収入減となる額について、どの程度補償していただけるのか、その部分をはっきりと回答してほしいという要望でございました。組合の方といたしましても、近隣自治体の状況等を十分参考にさせていただきまして、その時点では近隣自治体でもはっきりとした方針というものが見えておりましたので、組合の方といたしましてもその時点では、はっきりとした回答が示せなかったというところでございます。

新たな指定管理者の指定管理料の増額分につきましては、令和元年度の総合建物サービスの収支実績を基にシダックス独自で試算をしていただいたところでございます。収入減に関しましては、先程も補足説明の方でリスク回避ということで、あまり強気な数値の方は示されておりません。予想された内容といたしましては、前年度実績に対して約55パーセントの収入を見込んでいるところでございます。ただ、支出の面につきましては、シダックスグループのスケールメリットを利用して経費削減を図るという内容でございました。しかし、最大限経費削減を図っても指定管理料が足りなくなってしまうということで、先程の金額が示されたということでございます。

○議長（中村安雄君） 他に、質疑はありませんか。

○4番（関戸勇君） はい、議長。

○議長（中村安雄君） 4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君） 協定書25条が適用されるのかどうか。25条は明らかな災害その他により収入が減少することによって指定管理者の方からはその部分を補償してほしいとすることができる。不可効力と見ることが大事な点だと思う。不可効力として考えるが、年度末になってみないと分からないから、そこは協議しましょうということならいいのですが、そのように明確ではないと感じる。一方では、シダックスの方でも来年の3月までその分は取り戻せないで、実際はこれだけ減少するだろうということで、委託料が増えているわけです。同じ中身だから、そのようなことが現行の指定管理者にも伝わっている訳ですが、そこがどうだったのかをお聞きしたい。

○議長（中村安雄君） 答弁を求めます。

施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君）はい。25条の規定の不可効力の認識の件ですが、今回の総合建物サービスの場合、営業再開後の収入の落ち込み分については、不可抗力に該当するものと認識しております。先程、申し上げましたとおり、組合の方としても総合建物サービスの方に今後どの程度収入が落ち込むのか、その将来予測がなかなか難しいという状況ですので、上期と下期に分けて計算するようなやり方ではどうですかという提案をしたところではあるのですが、総合建物サービスの方といたしましては元々本業がビルメンテの会社でございまして、こちらの本業の方の収益も落ち込んでいるということで、こちらのいこいの郷の管理運営につきましては、この先、将来の補償分については7月末の時点ではっきりしていただきたいという要望がございましたので、このような話となったところでございます。

○議長（中村安雄君）他に、質疑はありませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）議案13号で今回指定するシダックスは、職員の配置について当該施設に現在就業中の職員を最優先に雇用、地元在住者の積極的な雇用などを提案されていますが、労働条件については、どのようになるのか。市民へのお知らせはどのようにするのか。自主事業について、協定上どこに該当するのか。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。

施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君）はい。まず、雇用の件につきまして、現在、いこいの郷で働いているスタッフにつきましては、シダックス株式会社の方で個人個人のスタッフの意思確認をさせていただいている状況でございます。スタッフ一人ひとりの本人の意思を最優先という形で確認させていただき、今後も引き続きいこいの郷で勤務するというような方が大多数ということでございます。

また、総合建物サービスの本業であるビルメンテの方なのですが、そちらの方でも現場スタッフが足りなくなっているということをお聞きしておりまして、そちらの方に回るというような方もいらっしゃるということです。今回の指定管理者が変更になることで失業者が出るということはありません。

雇用条件の変更についてですが、引き続き交流センターで働く人、総合建物サービス株式会社の本業、ビルメンテの他の現場で働く人、それぞれで雇用の条件が変更となることもあろうかと思いますが、詳細につきましては組合の方で把握できていないという状況でございます。

市民へのお知らせですが、こちらにつきましては、この後、組合ホームページ、広報紙により、本日の臨時会の議決結果の告示をさせていただくところでございます。その後、次期指定管理者が11月1日からの新たな運営に伴うイベント等を企画する場合は、その内容を組合ホームページ、広報紙や交流センター内に掲示させていただく予定でございます。

自主事業についてですが、協定書上の第45条に自主事業の実施ということで、第1項に乙は交流センターの設置目的に合致しかつ管理業務の実施を妨げない範囲において自己の責任

と費用により自主事業を実施することができるものとする。第2項で乙は自主事業を実施する場合は甲に対して自主事業実施計画書を提出し事前に甲の承認を受けなくてはならない。という規定がございます。

○議長（中村安雄君）はい。答弁が終わりました。他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）現指定管理者ともう少し協議を続けられる可能性があったのではないかと
思う。常総広域圏内の業者ということで、非常に大事なかなと思います。このような面からこの
委託料については、賛成するわけにはまいりません。

○議長（中村安雄君）他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより議案第12号の採決に入ります。

議案第12号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）につ
いては、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 多数）

○議長（中村安雄君）起立、多数。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の採決に入ります。

議案第13号 指定管理者の指定について、原案のとおり決することに、ご異議ありません
か。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（中村安雄君）これにて、今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたし
ました。

以上で、令和2年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後2時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中 村 安 雄

議 員 入 江 洋 一

議 員 伯耆田 富 夫